

八街市協働のまちづくり活動団体登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、八街市協働のまちづくり条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、まちづくりに活かすことができる人、モノ、お金、情報といった地域資源を掘り起こし、市民等が広く利活用することで、よりよい地域社会の実現や課題解決につながることを目的として、条例第3条に規定する行動理念を踏まえた協働のまちづくりの活動を行う団体（以下「団体」という。）の情報の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条の例による。

（登録の対象）

第3条 登録できる団体は、市内で活動する団体及び市内を拠点として活動する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は登録の対象としない。

- (1) 営利、宗教及び政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがある団体
- (3) 八街市暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第17号）

第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者が運営を実質的に支配する団体又はこれらに準ずる者が運営する団体

（活動分野の区分）

第4条 団体の活動分野は次の各号のとおりとする。

- (1) 健康・福祉
- (2) 環境保全
- (3) 防災・安全
- (4) 社会教育・文化及びスポーツ振興
- (5) 産業振興

- (6) 子育て
 - (7) 地域交流
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- (登録の申請)

第5条 登録を希望する団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八街市協働のまちづくり活動団体登録申請書（別記様式第1号）
 - (2) 八街市協働のまちづくり活動団体登録票（別記様式第2号）
 - (3) 団体の概要がわかるもの
 - (4) 団体の構成員がわかるもの
 - (5) 団体の活動内容がわかるもの
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- (登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請に対し、第3条の規定に基づき登録の可否を決定し、当該申請者に対して八街市協働のまちづくり活動団体（登録・不登録）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、八街市協働のまちづくり活動団体登録票（別記様式第2号）のうち次の各号に掲げる事項を公開するものとする。ただし、第3号から第5号までの事項について、申請者から非公開としたい旨の申し出があった場合は、非公開とすることができる。

- (1) 団体名
- (2) 法人格取得の有無
- (3) 代表者氏名
- (4) 連絡先
- (5) 所在地
- (6) 活動分野の区分

- (7) 活動の内容について
- (8) U R L
- (9) 活動年数（設立年）
- (10) 会員数
- (11) 備考

（登録の変更）

第7条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の内容に変更があったときは、八街市協働のまちづくり活動団体登録事項変更届（別記様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（登録の抹消）

第8条 登録団体は、登録の抹消を希望するときは、八街市協働のまちづくり活動団体登録抹消届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに登録団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する団体に該当しなくなったとき
- (2) 第3条第2項に規定する団体と認められたとき
- (3) 偽りその他不正の手段により登録を行ったとき
- (4) 不適切な活動が行われていると判断されるとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断したとき

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、登録団体の代表者に対して、八街市協働のまちづくり活動団体抹消通知書（別記様式第6号）により通知しなければならない。

（登録団体への支援）

第9条 市は、登録団体に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の情報を市民に広報周知すること。
- (2) 市民、公的機関等からの照会に対し、第6条第2項に掲げる事

項を提供すること。

(3) 登録団体の活動に必要と認められる情報の提供及び助言を行うこと。

(4) 登録団体間の交流促進及びネットワーク化に関すること。

(協働のまちづくりへの協力)

第 10 条 市及び登録団体は、協働のまちづくりの推進に関して互いに協力するものとする。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。